

子ども・子育て支援新制度 について (概要)

第1回 金沢市子ども・子育て審議会
平成25年11月27日(水)

子育てをめぐる現状と課題

現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 都市部における深刻な待機児童問題
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り

など

子ども・子育て関連3法成立

平成24年8月

質の高い幼児期の学校教育・
保育の総合的な提供

認定こども園制度の改善

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

新たな給付制度の創設

地域の子ども・子育て支援の充実

放課後児童クラブ等「地域子ども・子育て支援事業」の充実

3つの課題に解決に向けた方向性

<p>認定こども園制度の改善</p> <p>幼稚園と保育園の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及・推進</p>	<p>新たな給付制度の創設等</p> <p>待機児童の解消のため、多様な保育を充実させ、受け入れ児童数を増やす</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業</p> <p>地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、財政支援を強化</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○新たな幼保連携型認定こども園制度の導入 (学校であると同時に児童福祉施設として法的に位置づけ) ○幼保連携型認定こども園の設置認可、指導監督等の主体となる (政令指定都市、<u>中核市</u>) ○幼保連携型認定こども園の設置認可、事業停止命令等に関して調査審議を行う合議制機関の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の「施設型給付」や小規模保育等への「地域型保育給付」の創設 ⇒ 小規模保育等についても国の財政措置対象となる ※ただし、市から私立保育所への支弁は、従来どおり委託費 ○保育園認可制度の改善 (原則、供給過剰や欠格事項に該当しない場合には認可) ○保育の必要性を認定する仕組み(認定後に施設への利用調整を行う) 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者支援(新規) ○地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター等)、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター ○乳児家庭全戸訪問事業(元気に育て！赤ちゃん訪問) ○放課後児童クラブ <p style="text-align: right;">など全13事業</p>

幼児期における学校教育・保育、地域子ども・子育て支援の共通の仕組み

○基礎自治体(市町村)が実施主体

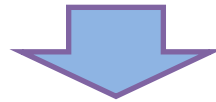
- ・市町村は地域のニーズに基づき事業計画を策定、給付・事業を実施

○社会全体による費用負担

- ・消費税率引き上げによる、国・地方の恒久財源の確保を前提
(消費税10%引き上げ時期を踏まえて、早ければ平成27年度からスタート)

○地方版子ども・子育て会議の設置

- ・子育て当事者や子育て支援当事者が、子育て支援の施策プロセスに参画・関与できる仕組みとして、市町村等に合議制機関の設置努力義務



◎ 本市におけるニーズを把握するために、早急にアンケート調査を実施する必要
⇒ 10月28日から11月20日までアンケートを実施

◎ 計画を策定するために必要な合議制機関として、
「金沢市子ども・子育て審議会」を設置(平成25年9月議決)
⇒ 本日、第1回目の審議会を開催

子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

幼稚園
保育園
認定こども園

} 教育・保育施設

地域型保育給付

小規模保育(6~19人)
家庭的保育(1~5人)
居宅訪問型保育
事業所内保育

} 地域型保育事業

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援<新規>

子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、情報提供を行う事業
(例: 横浜市の保育コンシェルジュ)

②地域子育て支援拠点事業

(地域子育て支援センター、こども広場)

③一時預かり事業

④ファミリーサポートセンター事業

⑤病児・病後児保育事業

⑥妊婦健診

⑦乳児家庭全戸訪問事業

(元気に育て! 赤ちゃん訪問事業)

⑧養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

⑨子育て短期支援事業

(ショートステイ・トワイライトステイ事業)

⑩延長保育事業

⑪放課後児童クラブ

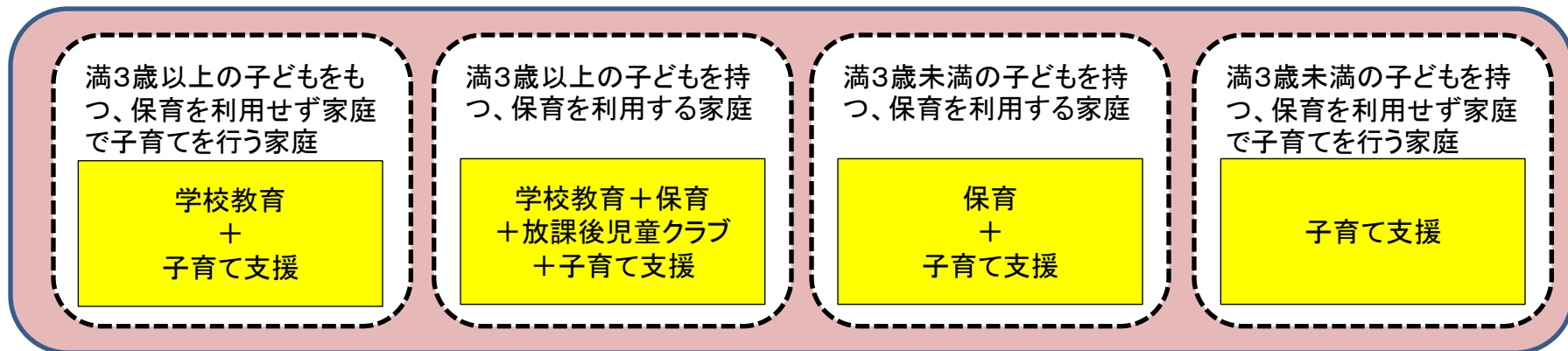
対象児童が「概ね10歳未満の小学生」から「小学生」に拡大

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業<新規>

⑬多様な主体の参入促進のための事業<新規>

子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

市町村の子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援についての受給計画であり、新制度の実施主体として全市町村で策定するもの



需要の調査・把握(アンケート調査)

子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)の策定

計画的な整備

子ども・子育て支援給付

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 子ども・子育て支援事業計画には、必須記載事項として、幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援について、市が定める区域ごと、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【必須記載事項】

- ① **区域の設定**
- ② 各年度における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の「提供体制の確保の内容」及びその「実施時期」
- ③ **地域子ども・子育て支援事業**の「量の見込み」、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の「提供体制の確保の内容」及びその「実施時期」
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【任意記載事項】

- ① 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

本格施行までのスケジュール（27年度施行を想定）

項目	平成25年度						平成26年度												
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
審議会・専門部会等の開催			随時開催																
アンケート調査の実施 （ニーズの把握）																			
幼児期における学校教育・ 保育等の量の見込みの検討																			
確保方策の検討																			
事業計画の策定																			
新制度移行への意思確認、 施設の認可・確認の開始																			
地域子ども・子育て支援事業 （市長村事業）																			
支給認定 （保育の必要性の認定）																			
費用・利用者負担																			
関係条例の制定・制度周知																			